

小田原市中小企業小口資金における

- 1 信用保証料補助の拡充（50万円以内）
- 2 利子補給の実施（年間50万円以内）

【概要】

小田原市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対し、小田原市中小企業小口資金を拡充し、経済的支援を実施します。

【支援対象者】

令和2年度新型コロナウイルス感染症によるセーフティネット保証4号の認定を受けた方で、小田原市中小企業小口資金を利用する方

【期間】

令和2年4月13日（月）～令和3年12月31日（金）までに申込を行った対象融資（セーフティネット保証4号の指定期間（※）は12月1日（水）です。）

※セーフティネット保証の指定期間とは、自治体に認定申請できる期間です。

【支援内容】

①信用保証料補助（50万円以内）

通常10万円を上限に実施している信用保証料補助を、50万円に拡充します。
信用保証協会に支払後、市より補助申請の案内を送ります。

②利子補給の実施（年間50万円以内）

対象融資である「小田原市中小企業小口資金」の利率1.5%に対し、年間50万円、最大3年間の利子補給を実施します。

利子補給は、毎年1月から12月まで支払われた利子分に対し、翌年1月に補助申請の案内を送ります。

【注意事項】

- ・通常の小田原市中小企業小口資金には適用されません。
- ・令和2年4月13日（月）以降に申込がされた融資が対象となります。
- ・セーフティネット保証4号の認定申請については、下記までご連絡ください。
- ・「小田原市中小企業小口資金」の融資内容につきましては、裏面をご覧ください。

【参考】

小田原市中小企業小口資金について

融資の対象	市内に工場、店舗等を有する中小企業者で次のいずれにも該当する者 (1) 市内で1年以上継続して同一事業を営んでおり、かつ、今後も引き続き市内で当該事業を営む予定のある者 (2) 市内に住所（法人にあっては、事業所の所在地）を有している者 (3) 市税の滞納がない者
資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	3,000万円
融資期間	運転資金は7年以内、設備資金は10年以内
返済方法	割賦返済（据置期間は、運転資金6月以内、設備資金は1年以内）ただし、繰上返還可。
貸付利率	年1.5% （本支援により、年間50万円の利子補給あり）
信用保証	神奈川県保証協会の信用保証を付ける。 （本支援により、セーフティネット保証4号による保証料率1.0%適用。また、本市による最大50万円の保証料補助あり）

【注意事項】

- 上記については、今回のセーフティネット保証4号における小田原市小口資金の利用が対象です。
- 実際の融資申込については、各金融機関が窓口となります。
横浜銀行小田原支店、静岡銀行小田原支店、スルガ銀行小田原支店、
静岡中央銀行小田原支店、さがみ信用金庫、中南信用金庫、小田原第一信用組合
りそな銀行小田原支店、中栄信用金庫

小田原市役所経済部産業政策課
TEL：0465 - 33 - 1555